

障害者社会福祉施設の施設整備補助事業について

—令和8年7月—

前橋市 福祉部 障害福祉課

(目次)

障害者社会福祉施設の施設整備補助事業について

第 1	施設整備補助の目的について	1
第 2	施設整備に関する留意事項について	1
第 3	補助対象施設の選定方法等について	3
第 4	各関係機関等との調整について	3
第 5	施設整備日程(予定)について	4
第 6	施設整備の工事契約締結方法等について	5
第 7	施設整備工事の状況報告について	5
第 8	施設整備工事の検査について	5
第 9	施設整備関係書類等の整理及び保管について	5
第 10	主な関係担当課について(参考)	6

障害者社会福祉施設の施設整備補助事業について

第1 施設整備補助の目的について

前橋市域において障害者社会福祉施設の施設整備を行う社会福祉法人等に対し、国及び市から建設費の補助金を交付することにより、施設入所者等の福祉の向上を図ることを目的とします。

第2 施設整備に関する留意事項について

補助金により自己所有施設の整備を行うこと及び施設開設後の運営費等が主に公的財源により賄われることにより、本事業を希望する場合の留意事項は、次のとおりです。

1 施設整備及び運営計画の確実性について

障害福祉サービスの需要の有無を具体的に把握してください。単に待機者数の把握にとどまらず、施設の必要性の調査など実態を的確に把握してください。聞き取りやアンケート結果の報告を求めます。

障害福祉サービスの趣旨、利用対象者、指定(最低)基準、報酬等を十分検討したうえで、施設整備の目的、計画等が具体的であることが条件です。さらに、資産状況や運営体制等が適正で着実に安定した施設運営が可能であることが必要です。現況報告書や指導監査等の結果の提出を求めます。

2 自己資金の確保について

- (1) 整備にあたっては、施設建設資金及び開設後の運営資金等の多額な自己資金の確保が必要です。また、整備段階で当初の見積費用に変更が生じることや、開設後の利用者が当初の予定を下回り十分な報酬を得られないなど、自己資金の負担が大幅に増える場合もあります。資産状況の確認のため、設置主体の預貯金残高証明書等の提出を求めます。
- (2) 寄附金がある場合には、寄附行為の確実性と寄附者の資産状況や所得能力等を確認します。寄附契約書の写し及び寄附者の印鑑登録証明書、所得証明書、納税証明書及び預貯金の残高証明書等の提出を求めます。
- (3) 借入金を予定している場合は、(独法)福祉医療機構の貸付制度を利用してください。また、償還計画等について、必ず相談してください。なお、福祉医療機構と民間金融機関が連携して融資を行う協調融資の仕組みにより、協調融資締結金融機関からの借入も可能です。
- (4) 施設整備に係る設置者負担金への市の上乗せ補助や借入金に係る元利子についての補助制度は、本市にはありません。

3 計画施設(建物)について

- (1) 建築基準法、消防法等関係法令を遵守する必要があります。当初の設計段階から各関係法令との適合状況について、各所管課に確認してください。
- (2) 障害者総合支援法に基づき厚生労働省令で定める基準を満たすことが必要となります。

障害福祉サービス事業所として本市の指定を受けるためにも必要となります。

- (3) 障害者の特性に応じた快適なスペースや設備を設けるとともに、施設の適正規模、建設費の単価及び環境面等にも配慮した計画施設にしてください。
- (4) 施設整備計画内容に基づいた定員を設定してください。計画当初から開所に向けた定員を定め、開所時の定員に応じた建物面積とってください。定員に応じた利用者の確保を行ってください。
- (5) 協議時の建築設計内容から変更が生じた場合、認められる期間は協議書の提出期限までとします。提出後の計画内容変更及び平面図等の変更は、認めません。（軽微な変更は、この限りではありません。軽微な変更例：扉の位置変更、トイレ便器追加等）協議時の建築設計内容から変更が生じた部分の工事費等は、自己負担となります。

4 建設（予定）用地について

- (1) 建設（予定）用地が確保されていることが必要です。土地の権利関係を示す登記簿謄本等の客観的資料の提出を求めます。なお、取得購入予定の場合は、売買契約書、確約書等を提出してください。また、借地予定の場合は、継続規定条項のある賃貸借契約書等を提出してください。
- (2) 建設用地に福祉医療機構及び同機構と協定を結んだ民間金融機関からの協調融資に係る貸付以外の抵当権、根抵当権といった権利がついていることは、事業の継続性を担保するため認められません。
- (3) 土砂災害等の危険区域の指定を受けていない安全な場所であることが必要です。
- (4) 駐車場や安全な進入路を確保するとともに、利用者の処遇上、適正な面積を有することが必要です。
- (5) 近隣病院や他障害施設との連携が図られ、交通の利便性や住宅地との距離等から日常的に地域交流ができるような立地条件であることが必要です。
- (6) 雑排水放水調整等は地域住民の同意を得るとともに、前橋市水道局に事前に相談してください。
- (7) 農地関係法令の規制地域内に施設整備する場合は、土地利用調整に相当な期間を要しますので、前橋市農政課や前橋市農業委員会に事前に相談し、許可等の手続申請を必ず行ってください。
- (8) 都市計画法の規定により、障害福祉施設を整備する場合には、開発許可等が必要となりますので、前橋市開発指導課に事前に相談してください。
- (9) 土壌汚染対策法の規定により、3,000 m²以上の土壌の形質変更（堀削や盛土等を行う場合）をする場合には、届出が必要となります。前橋市環境政策課に事前に確認してください。
- (10) 水防法の規定により、洪水浸水想定区域に立地し、前橋市地域防災計画に規定された施設は、洪水災害に対応した避難確保計画の作成とそれに基づいた避難訓練の実施が義務化となるため、前橋市防災危機管理課に事前に相談してください。

第3 補助対象施設の選定方法等について

1 選定方法

本市の財政状況は厳しいものとなっており、限られた財源の中での事業実施となるため、第7期前橋市障害福祉計画及び第3期前橋市障害児福祉計画のほか、社会福祉施設等施設整備費国庫補助及び次世代育成支援対策施設整備に係る通知による整備方針も考慮し、前橋市社会福祉法人及び社会福祉施設審査・指導委員会（以下、「審査会」という。）により選定します。なお、単年度事業を原則とし、真に緊急性及び必要性の高い整備を対象とします。

2 選定手続

障害福祉課における書類審査、現地調査及びヒアリングを行った後、審査会において整備計画の妥当性や選定基準との整合性を審査して選定します。

なお、審査会で選定されたとしても、本市における施設整備に必要な財源の確保が困難となった場合又は国の施設整備協議対象とならない場合若しくは国の補助対象施設として選定されない場合には、補助金が交付されませんのでご承知おきください。

3 選定基準

- (1) 施設運営計画（利用者見込み及び運営体制）
- (2) 資金計画の確実性（建設費用及び運営費用）
- (3) 建物の建築基本計画（建築基準法、消防法及び事業所指定基準等との適合状況）
- (4) 建設用地確保（取得状況、立地条件及び開発規制等）
- (5) 社会福祉法人の適格性（健全で安定した施設運営、指導監査担当課の監査結果と対応）
- (6) 民間補助金との調整（民間補助金申請の確認）
- (7) 過去の補助実績内容
- (8) その他、市が必要と判断するもの

4 選定施設の公表について

本市及び国の協議対象として選定された施設については、設置主体の名称及び事業計画（施設、施設種別、定員、工事区分）について公表します。なお、法人設立を伴う場合は、設置主体名称は設立準備委員会の名称とし、役員就任予定者も公表します。

第4 各関係機関等との調整について

施設整備については、主に次の関係機関等との調整が必要となります。

1 障害福祉課 事業所指定担当

障害福祉サービス事業については、指定を受けることが必要となりますので、施設整備を計画しましたら、速やかに本課事業所指定担当まで、事前に相談してください。

2 農政関係担当課

農振法、農地法等農地関係法令の規制を受ける土地については、前橋市農政課や前橋市農業委員会に事前に相談をし、手続申請をしてください。

3 開発担当課

都市計画法の改正により、障害福祉施設の建設のために、一定の規模以上の開発行為を行う場合は、開発許可が必要となります。前橋市開発指導課に、事前に相談してください。

4 社会福祉課

施設整備と並行して社会福祉法人を設立する場合には、社会福祉法人の認可申請事務は、前橋市社会福祉課が行いますので、事前に確認をしてください。

5 地域との調整

施設建設と開設後の地域交流を円滑なものとするため、地域自治会、近隣住民及び隣接地権者等に情報提供等の対応に努めてください。

6 法人内部での調整

事業の執行にあたっては、一人の担当者だけが関与しているという体制は絶対に避け法人の代表者、理事間での意思決定を行い、連絡体制を十分に確保してください。

7 借入先との調整

借入を予定している場合は、当初の施設整備計画の段階から、福祉医療機構に相談し、手続をしてください。（民間金融機関からの借入も可）

8 民間補助金との調整

協議施設が、民間補助金の申請と重複しないでください。

第5 施設整備日程（予定）について（令和9年度事業の場合）

令和8年 7月	事業募集
令和8年 9月頃	協議関係書類提出・障害福祉課審査等
令和9年 3月	前橋市審査会
令和9年 6月頃	国協議・ヒアリング
令和9年 6月頃	補助金内示
	施設整備日程届出書・補助金交付申請
	工事請負業者等の選定・補助金交付決定
	入札執行
	工事契約締結
	工事着工
令和10年 1月	工事検査（中間）
令和10年 3月末	工事完了
	工事検査（完了）
	事業所指定
令和10年 4月以降	施設開所・補助金実績報告・補助金確定

※日程は変更する場合がありますので、あらかじめご承知おきください。

※社会福祉法人の設立も並行して行う場合は、別の手続も必要となります。

※内示を前提として行える準備等があります。障害福祉課にお問合せください。

第6 施設整備の工事契約締結方法等について

国及び前橋市から建設費等補助金を受けて施設整備を行う場合は、市補助要項及び国補助要綱等関連通知等に基づき、本市の契約取扱基準等により契約を締結してください。詳しくは、「補助事業における契約手続等の取扱いについて」を参照してください。

第7 施設整備工事の状況報告について

建設工事着工後、工事の状況に応じて障害福祉課に次の報告書を提出してください。

1 工事着工報告書について

工事に着手したときは、5日以内に提出してください。

2 工事進捗状況報告書について

12月末現在の工事の進捗状況を翌月10日までに提出してください。

3 工事完了報告書について

工事完了日から7日以内に報告してください。

第8 施設整備工事の検査について

当初計画に従った建設工事が進行しているかを確認するため、建設工事中間時点及び工事完了時点において、工事設計監理者及び請負業者立会いのもとで、障害福祉課及び契約監理課の工事検査員による実地検査を行います。工事着工後、速やかに日程調整を障害福祉課にご相談ください。なお、工事の一部を下請業者が行う場合には、当該下請業者の商号または名称その他必要な事項を確認します。

1 中間検査について

設計図、工事費内訳書を含む契約関係書類、実施（予定）工程表、工事工程写真等を提出してください。

2 完了検査について

実施（予定）工程表、中間時点以降の工事工程写真等を提出してください。

第9 施設整備関係書類等の整理及び保管について

補助事業に係る収入、支出及び入札契約等の関係書類については、整理し、保管してください。保管期間は、関係規定等で定める期間としてください。

第10 主な関係担当課について(参考)

内 容	主 な 担 当 課	電 話 番 号
農地	農政課	027-898-6702
	農業委員会事務局	027-898-6732
用地開発	建築指導課	027-898-6758
文化財	文化財保護課	027-280-6511
下水道	下水道整備課	027-898-3063
	下水道施設課(特定施設)	027-221-7524
	下水道整備課(農業集落排水)	027-898-3039
上水道	水道整備課	027-898-3022
土壌汚染	環境政策課	027-898-6294
道路	道路管理課	027-898-6822
消防	予防課	027-220-4507
水防	防災危機管理課	027-898-5935
建築	開発指導課	027-898-6758
施設指定	障害福祉課	027-220-5713
借入金	独立行政法人福祉医療機構	03-3438-0211

※担当課名、電話番号は変更になることがあります。

(お問合せ先・連絡先)

前橋市 福祉部 障害福祉課

TEL 027-220-5713

FAX 027-223-8856